

## 第3期 佐賀市子ども・子育て支援事業計画

～ 子ども親も心豊かに共育ち 家庭・地域・社会で育むこどもの笑顔 ～

### <概要版>



令和7年3月

佐賀市

## ● 計画策定の背景と趣旨

平成 24 年に、一人ひとりのこどもが健やかに成長することができる社会を目指し、「子ども・子育て支援法」が制定され、平成 27 年から「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。

本市でも、平成 27 年に「佐賀市子ども・子育て支援事業計画」（第 1 期計画）を策定し、「子ども親も心豊かに共育ち 家庭・地域・社会で育むこどもの笑顔」を基本理念として、家庭と地域や職場など社会全体が一体となって子育てを支えていくまちを目指し、こども・子育て支援を行ってきました。

また、令和 2 年には第 1 期計画の基本理念を引き継ぎ「第 2 期佐賀市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、保育ニーズに対応するための保育施設の整備、放課後児童クラブの新設、保護者の育児不安の解消につながる地域子育て支援拠点の開設や乳児家庭全戸訪問などこども・子育て支援施策を総合的・計画的に推進してきました。

第 2 期の計画期間が令和 6 年度末をもって終期を迎えることに伴い、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間の計画期間とする第 3 期計画を策定し、こども・子育て支援の更なる充実を図ります。

## ● 計画の位置づけ

本計画は、平成 24 年に制定された「子ども・子育て支援法」に基づく佐賀市の計画です。

また、本計画の第 2 期においては、本計画の前身である「佐賀市次世代育成支援行動計画」の根拠法である「次世代育成支援対策推進法」の有効期限が令和 7 年 3 月まで延長されたことに伴い、同計画の内容を可能な限り本計画に引継ぎ、佐賀市次世代育成支援行動計画の性格を持ち合わせることにしております。

本計画の第 3 期においても、令和 6 年 5 月の次世代育成支援対策推進法の改正により「次世代育成支援対策推進法」の有効期限が令和 17 年 3 月まで延長されたことに伴い、市町村行動計画の性格を持ち合わせることにします。

## ● 計画の期間

本計画は、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間の計画期間とします。

## ● 計画の基本理念・基本目標

# 子ども親も心豊かに共育ち

## 家庭・地域・社会で育むこどもの笑顔

保護者が子育てについての第一義的責任をもつという基本的認識のもと、佐賀市の特性を活かし、こどもだけでなく親も共に育っていけるような環境を整備し、こどもの幸せを第一に考え、家庭と地域や職場など社会全体が一体となって子育てを支えていく佐賀市を目指し、この計画の理念とします。

また、基本理念に基づき、家庭と地域や職場など社会全体がそれぞれの責務を認識し、子育ての意義について理解が深められるよう、次の基本目標を掲げます。

- こどもがたくましく健やかに育つ環境づくり
- 子育てへの理解と協力ができる社会づくり
- 子育ての誇りと喜びを実感できる家庭づくり
- お互いに声をかけ合い、支え合う地域づくり

## ● 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保

第3期計画期間における教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保についての考え方は、次のとおりです。

① 「教育・保育の量の見込み」の考え方

第2期計画期間の令和2年度から令和5年度までの教育・保育の利用実績から見込みました。

② 「教育・保育の提供体制の確保の方策（目標事業量）」の考え方

定員の適正化が図られているため、「施設の定員増による提供体制の確保」や「新規開設」は行わないものとします。

※令和6年度末時点で存在する保育所及び幼稚園が認定こども園へ移行する場合は、施設の新規開設を認めるものとします。

※令和6年度末時点で存在する認可外保育施設（企業主導型保育事業を除く）が認可施設に移行する場合は、施設の新規開設を認めるものとします。ただし、移行に伴う定員増は認めないものとします。

③ 「保育認定の就労時間の下限」について

現在、本市において待機児童は発生しておらず、第3期計画期間の教育・保育の提供体制は確保できる見込みであることから、就労を保育の事由とする場合、就労時間の下限を「1か月当たり56時間」に引き下げるものとします。

④ 第3期計画期間における「教育・保育の提供体制」は確保される見込み ⇒ 「量」から「質」への転換

- ・子育てに関わる新たなニーズへの対応
- ・配慮が必要な児童等への支援
- ・保育従事者の負担軽減への取組
- ・保育従事者の人材確保・職場環境改善への取組
- ・施設や人材を活用した「施設の多機能化」の推進 など

単位：人

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
人口推計	0歳児	2,852	2,832	2,805	2,778	2,751	
	1歳児	1,490	1,483	1,476	1,462	1,448	
	2歳児	1,612	1,500	1,492	1,486	1,471	
	3～5歳児	5,439	5,201	4,987	4,686	4,556	
	合 計	<b>11,393</b>	<b>11,016</b>	<b>10,760</b>	<b>10,412</b>	<b>10,226</b>	
量の見込み (A)	3号	0歳児	752	745	736	727	719
		1歳児	1,010	1,005	1,001	991	982
		2歳児	1,072	1,000	995	991	981
	2号	3～5歳児	3,550	3,400	3,265	3,075	2,992
	1号	3～5歳児	2,111	2,024	1,945	1,835	1,787
	合 計	<b>8,495</b>	<b>8,174</b>	<b>7,942</b>	<b>7,619</b>	<b>7,461</b>	
提供体制の 確保 (B)	3号	0歳児	810	810	810	810	810
		1歳児	1,163	1,163	1,163	1,163	1,163
		2歳児	1,293	1,293	1,293	1,293	1,293
	2号	3～5歳児	3,595	3,595	3,595	3,595	3,595
	1号	3～5歳児	2,932	2,932	2,932	2,932	2,932
	合 計	<b>9,793</b>	<b>9,793</b>	<b>9,793</b>	<b>9,793</b>	<b>9,793</b>	
過不足 (B-A)	3号	0歳児	58	65	74	83	91
		1歳児	153	158	162	172	181
		2歳児	221	293	298	302	312
	2号	3～5歳児	45	195	330	520	603
	1号	3～5歳児	821	908	987	1,097	1,145
	合 計	<b>1,298</b>	<b>1,619</b>	<b>1,851</b>	<b>2,174</b>	<b>2,332</b>	

## ● 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保

佐賀市は、子ども・子育て支援法第59条に基づき、子育て家庭等を対象として、「地域子ども・子育て支援事業」を実施します。第3期計画期間における各事業の目標事業量（確保の方策）は、次のとおりです。

事業名	単位	目標事業量（確保の方策）					事業内容	
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度		
1 利用者支援事業	基本型	箇所	1	1	1	1	1	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。
	妊婦等包括相談支援事業型	件	2,785	2,729	2,675	2,621	2,569	妊婦等に対して面談等を実施することにより、妊娠、出産または育児に関する困りごとや不安に対する相談に応じ、母子保健及び子育てに関する情報の提供や必要なサービスにつなぐ事業です。
	子ども家庭センター型	箇所	1	1	1	1	1	母子保健と児童福祉が連携・協働して、全ての妊産婦及び子どもとその家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで、切れ目なく対応できる体制整備を行う事業です。
2 延長保育事業 (2号、3号認定の児童)	人日	47,332	45,592	44,461	42,887	42,074	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所、認定こども園、地域型保育事業において保育を実施する事業です。	
3 実費徴収に係る補給給付を行う事業	人	給付対象者を把握し、必要な給付を行うことで保護者の負担軽減を図ります。					保護者の世帯所得の状況等を勘案して、市が定める基準に該当する子どもの保護者が支払うべき費用の全部又は一部を助成する事業です。	
4 多様な事業者の参入促進・能力活用事業	人	国が示す基準等をもとに、対象事業者等への適切な支援を実施します。					認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育保育等の提供体制の確保を図る事業です。	
5 放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	人	3,450	3,700	3,839	3,749	3,599	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後に小学校の教室、専用館、児童館等を利用して適切な生活の場を与えて、児童の健全育成・安全確保等を図る事業です。	
6 子育て短期支援事業	人日	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、児童福祉施設等において、必要な支援を行う事業です。	
7 乳幼児家庭全戸訪問事業	人	1,400	1,387	1,373	1,360	1,347	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。	
8 養育支援訪問事業	件	650	650	650	650	650	児童虐待の発生・再発防止を図るため、養育上の悩みを抱える家庭や、支援が必要でありながら積極的に自ら支援を求めていくことが困難な状況である家庭に対して、支援員が家庭訪問し、適切な援助や相談を行う事業です。	
8 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	箇所	1	1	1	1	1	子どもを守る地域ネットワークの要保護児童対策調整機関の職員や、地域ネットワークを構成する関係機関等の専門性強化及び地域ネットワーク構成員の連携強化を図るとともに、訪問事業と連携を図り、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に資する事業です。	
	件	72	72	72	72	72	家事や育児等に対し不安や負担を抱える子育て家庭や妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭に支援員が訪問し、家事・育児等の支援を行う事業です。	
9 地域子育て支援拠点事業	子育てサロン参加者	人日	14,885	14,538	14,433	14,315	14,175	就学前児童や小学生等の児童及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言、その他の援助を行う事業です。
	自由来館者	人日	33,342	32,564	32,329	32,066	31,752	
10 一時預かり事業	未就園児	人日	3,361	3,717	4,102	4,478	4,841	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった就学前児童について、主として昼間において、保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業等において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。
	1号認定の児童	人日	146,325	150,881	155,181	155,688	160,968	幼稚園や認定こども園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）を行う事業です。
11 病児・病後児保育事業	人日	4,060	4,060	4,060	4,060	4,060	保護者が家庭で保育を行うことができない場合などに、体調不良の児童を小児科医に併設した保育室で一時的に保育等を行う事業です。	
12 子育て援助活動支援事業	就学前児童	人日	970	1,137	1,304	1,471	1,636	就学前児童や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。
	小学生	人日	902	960	1,018	1,076	1,131	
13 妊婦健康診査	人回	19,600	19,418	19,222	19,040	18,858	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を行う事業です。	
14 産後ケア事業	日	650	680	710	740	760	出産後の母親の心身のケアや授乳、沐浴の指導等の育児サポートのため、利用者のニーズにあわせて、宿泊型（ショートステイ）、通所型（デイサービス）、訪問型（アウトリーチ）の支援を行う事業です。	
15 乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	時間	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600	0歳6か月から満3歳未満児を対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労要件を問わず時間単位で柔軟に保育施設等が利用できる制度です。	